

2核管六第006号
令和2年4月8日

原子力規制委員会
原子力規制庁 緊急事案対策室長 殿

公益財団法人核物質管理センター
六ヶ所保障措置センター
所長(原子力防災管理者) XXXXXXXXXX

「六ヶ所保障措置センター原子力事業者防災業務計画」の軽易な変更について

標記の件について、原子力損害の賠償に関する法律の改正に伴い「六ヶ所保障措置センター原子力事業者防災業務計画」について軽易な変更を行ったので、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について」に基づきご連絡致します。

記

1. 添付資料

「六ヶ所保障措置センター原子力事業者防災業務計画 読替表」

以上

六ヶ所保障措置センター原子力事業者防災業務計画 読替表

現 行	読替後	理由
<p style="text-align: center;">第 6 章 原子力災害事後対策</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>4. 被災者の相談窓口の設置 理事長は、<u>原子力緊急事態解除宣言後</u>、速やかに被災者の損害賠償請求等への対応のため、相談窓口を設置する等、必要な体制を整備する。</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 原子力災害事後対策</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>4. 被災者の相談窓口の設置 理事長は、<u>周辺住民の身体、財産に影響を及ぼす原子力災害を発生させたときは</u>、速やかに被災者の損害賠償請求等への対応のため、相談窓口を設置する等、必要な体制を整備する。</p>	<p>損害賠償実施方針作成に伴う読み替え</p>